

令和6年度長崎小学校いじめ防止基本方針

流山市立長崎小学校

本校は、すべての児童が安全に安心した学校生活を営み、自らの持てる力を十分に発揮できるように、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」「流山市いじめ防止対策推進条例」をもとにして、「いじめをしない、させない、ゆるさない」を目標に掲げ、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童が特定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止の基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを看過することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめ防止の学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の教育活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止のための対策)

いじめ防止のための対策は、いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、実際のいじめ問題への対応に当たっては、被害生徒及び保護者に対して正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行ってはならない。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 学校いじめ対策組織について

いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導部会兼いじめ対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、各学年1名

(スクールカウンセラー、民生委員児童委員)ほか 事案により適宜追加

② 活動

○いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- いじめ防止に関する保護者への啓発を行うこと。

③ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止等のための対策の基本となる事項

いじめの未然防止のための基本施策

全職員が共通理解のもとで暴力や暴言を排除するよう努め、以下の項目を意識した教育活動を行う。

- ① 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ② 学校教育目標「主体的に生きる子」の中に「自ら律することのできる子」「判断力のある子」「人との関わりから学ぶ子」を掲げ、自分でめあてを立て、計画的に取り組み、修正しながら根気強く取り組める子の育成を組織的に取り組む。校内で研究授業を行い、教員の学校経営に対する共通理解を行う。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。児童会や委員会の活動を通じていじめを防止するためのポスター作りを行う。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が縦割り活動（つばさ学級）に対する支援を行う。
- ⑤ 過度の競争意識や、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発することもあることを認識して教育活動に取り組む。
- ⑥ 日常の教育活動の中心となる授業で、生徒指導の中核となる生徒指導の4つの機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」「安全安心な風土を作る」を生かした指導を行う。
- ⑦ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を行う。

(3) いじめの早期発見のための措置

いじめ調査等

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象生活アンケート調査 年2回（6月・10月）。教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回（7月・11月）。
- ② 日常的な教育相談体制をつくり、保護者面談や電話連絡など保護者との連絡を密にとる。
- ④ 上記のほか、休み時間など授業以外での人間関係の観察などを通し、日常的にいじめの早期発見に努める。

(4) いじめ相談・通報について

いじめの相談について

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① いじめ相談窓口・通報窓口

担任、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭（状況によりスクールカウンセラーの活用）

流山市立長崎小学校 04-7145-2111

② 学校以外の相談窓口

24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）

流山子ども専用いじめホットライン 04-7150-8055

流山市青少年指導センター 04-7158-7830

流山市教育相談室 04-7150-8390

③ いじめもしくはいじめの疑いがある場合、発見したものは直ちに通報する。

(5) いじめを認知した場合の対応について

① いじめの事実を認知した場合、またはいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに管理職及びいじめ対策委員会にいじめの内容を報告し同委員会を中心に事実の確認を行う。

② 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ いじめを受けた児童の立場や発達段階を考慮して丁寧に聞き取りを行う。

④ いじめの事実が確認された場合は、いじめ加害者、いじめ被害者や周りの児童等にも聞き取り調査を複数名で行い、いじめの全体像を把握する。

⑤ いじめを受けた児童や通報者が圧力を掛けられることなく、いじめを受けた児童や通報者が安心して教育が受けられる環境をつくる。

⑥ いじめを受けた児童とその保護者、いじめの加害者とその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(6) いじめの被害者、いじめの加害者の指導について

① いじめを受けた児童の心のケア（スクールカウンセラーの活用）をし、安心して通学できるようにする。

② いじめ加害者に対して、いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

③ 観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように指導する。

③ いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定時間、別室等において学習ができる措置を講ずる。

- ⑥ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは（法及び国基本方針から要約）

- ① いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(2) 対処の方法

- ① 重大事態が発生した旨を、流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 調査・報告

- ① 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習ができる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

4 公表、点検、評価について

(1) 公表

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに、各年度の初めに児童や保護者に周知を行う。

(2) 点検

年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

(3) 評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、保護者・児童・教員等で自校の取組を評価する。

- ① いじめの予防に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

5 その他

- (1) なお、この方針は、生徒指導部会兼いじめ対策委員会、教職員、児童等から幅広く意見を聴取し、点検及び改善、見直しを図っていくことを付記する。

(付則) この方針は平成26年4月 1日から施行する。

改定 令和4年 6月22日

改定 令和5年 4月 3日

改定 令和6年 4月 4日